

取引相場のない株式の評価

佐藤 充孝 (さとう みちたか)

佐藤充孝税理士事務所
税理士



「子どもに会社の株式を贈与したいけど、贈与税はかかりますか?」「事業承継するにあたり後継者に自社株を譲りたい」など、会社の株式に関する質問を受ける場合があります。また、最近ではグループ会社をホールディングス化したいなどの質問もあります。その際に必要となるのが会社の株式を評価し、価額を決定することです。上場株式であれば、価額は市場によって決められますが、非上場株式については取引相場がありません。取引相場のない株式は「一物二価」と言われることもあり、同じ株式であるのに、取引によって価額が変わります。そこで、今回は取引相場のない株式（「上場株式」および「気配相場等のある株式」以外の株式をいいます。）の評価方法について解説します。

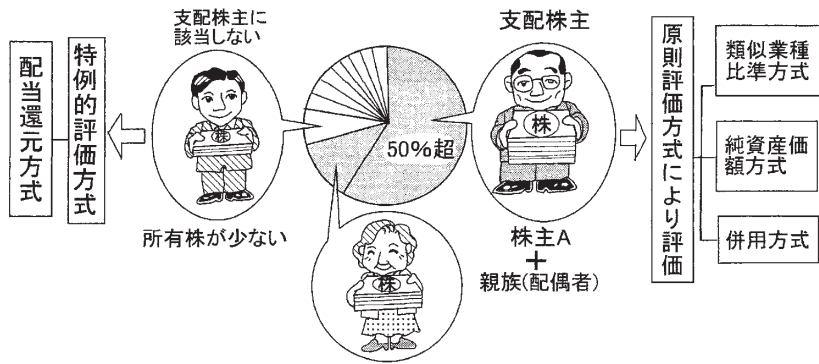
【取引相場のない株式の評価の概要】

取引相場のない株式である自社の株式（以下、自社株）を取引する際に、いくらで取引したらよいか悩んだことはないでしょうか。自社株の評価方法は複数あり、自社株を取得する人の立場や取引内容で株価が大きく異なります。支配権を持つ株主からすると価値がある株でも、支配権を持たない株主からすれば簿価でも高いと感じるかもしれません。まずは、自社株の価額は評価する者の状況によって異なるということを理解することが重要です。評価方式には様々な方式が存在していますが、自社株など財産の中には評価するのが難しいものもあります。そのため、国税庁では相

続財産の評価基準について「財産評価基本通達」で定めています。今回は相続税や贈与税を計算する際に用いられる評価方法について取り上げます。

自社株は、株式を取得した者の議決権割合によって、その株式を取得した者が支配株主に該当するか否かによって相続税評価額などが大きく異なります。そのため、自社株評価は、まず、評価対象者が支配株主に該当するのかそれ以外の株主に該当するのかの確認が必要となります。

支配株主に該当する場合には、「原則評価方式」により株を評価します。原則評価方式による評価方式として、上場会社の株価に比準して評価する「類似業種比準方式」、または「純資産価額方式」、



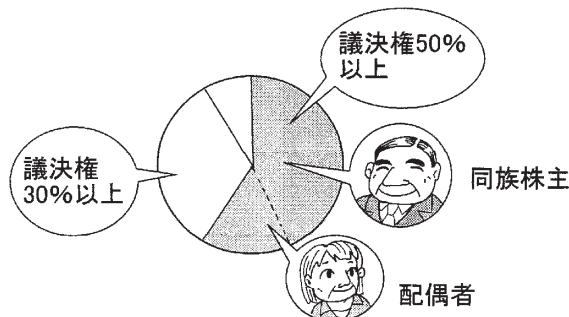
あるいはこれらの併用方式があります。評価する会社規模に応じて評価方式が変わるため、評価会社の会社規模区分の確認も必要となります。

支配株主に該当しない場合には、「特例的評価方式」により株を評価します。特例的評価方式には、「配当還元方式」があります。

支配株主と記載しましたが、財産評価基本通達では、「同族株主」という用語が使われています。さらに、「中心的な同族株主」「中心的な株主」という用語が出てきます。財産評価基本通達には、次のように記されています。

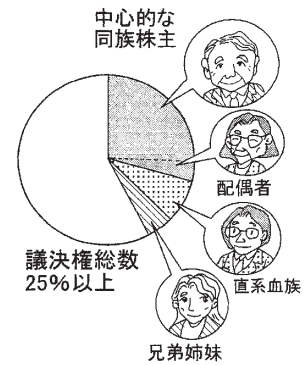
・同族株主

課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者（法人税法施行令第4条（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下同じ。）の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の30%以上（その評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の50%超である会社にあつては、50%超）である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。



・中心的な同族株主

課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が



有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の25%以上である会社を含む。）の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいう。

・中心的な株主

課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。

クエスチョンマークが頭に浮かぶ方も多いかと思いますが。実際に相続税や贈与税を計算する際は、株を評価する人が同族株主等に該当するのか否かを慎重に判断する必要があります。しかし、株主の名称にとられるとわけがわからなくなるので、まずは、会社の支配的な株主で所有株数が多い人は、「原則的評価方式」で評価し、株価が高くなり（例外もあり）、会社の経営には関与しない、所有株数が少ない株主は、「特例的評価方式」で評価をし、株価が安くなるということで区分するのがよいと思います。

ここで、自社株の評価方式を図表にすると次のようになります。

① 同族株主のいる会社の場合の評価方式

株 主 の 状 態			評価方式	
(1)同族株主	取得後の議決権割合が5%以上の株主		原則的評価方式	
	(2)取得後の議決権割合が5%未満の株主	(3)中心的な同族株主がない場合		
		評価会社に中心的な同族株主がいる場合		中心的な同族株主
			役員	
同族株主以外の株主		その他の株主	特例的評価方式 (配当還元方式)	

② 同族株主がいない会社の場合の評価方式

株 主 の 状 態			評価方式	
議決権割合の合計が15%以上の株主グループに属する株主	取得後の議決権割合が5%以上の株主		原則的評価方式	
	取得後の議決権割合が5%未満の株主	中心的な株主がない場合		
		評価会社に中心的な株主がいる場合		役員
			その他の株主	
議決権割合の合計が15%未満の株主グループに属する株主			特例的評価方式 (配当還元方式)	

〔質問1〕

この度、父が代表取締役を務める法人の母が所有する株の全てを贈与により取得することとなりました。贈与税を計算する際の自社株の評価方法について教えてください。贈与前の議決権割合は父が75%、母が25%です。私は法人の専務取締役となります。法人の規模は、直前期末以前1年間の従業員が150人、直前期末以前1年間の取引金額は10億円、総資産価額（帳簿価額）は4億円、製造業に該当します。

〔回答〕

貴社は、同族株主がいる法人に該当し、株を取得した後に贈与を受けた者の議決権割合が5%以上となりますので、ご質問の株は原則的評価方法で評価することとなります。

上場していない法人には上場会社に匹敵するほどの規模の大きな法人から、個人事業並みの小さい規模の法人まで幅広く存在しております。そこで、原則的評価方法は、株の発行会社を大会社、中会社（中会社をさらに大、中、小に区分）、小会社の3つに区分し、類似業種比準方式、類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式、純資産価額方式という方式で評価することとなります。

会社規模区分による評価方式、各評価式の概要は以下のようになります。

・類似業種比準方式

国税庁が定める事業の種類が同一又は類似する複数の上場会社の株価を基として、評価する会社の一株当たりの「配当金額」、「利益金額」および「純資産価額（簿価）」の3つの要素を比準して評価する方式

・純資産価額方式

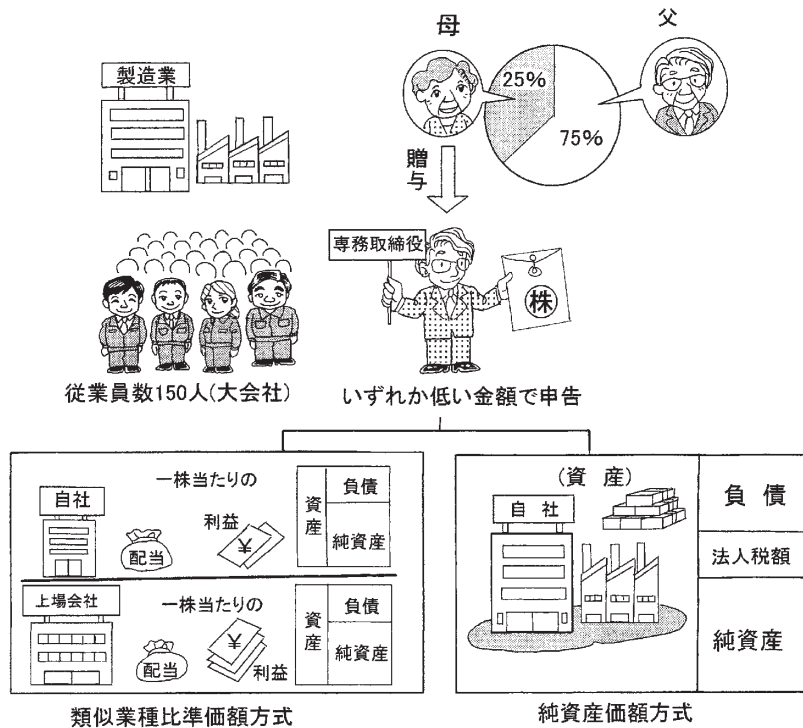
会社の総資産や負債を相続税の評価額に洗い替えて、その評価した総資産の価額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額により評価する方法

次に、貴社がどの会社規模の区分に該当するかを見ていきます。

大会社、中会社、小会社は、会社の従業員数、総資産価額（帳簿価額）及び取引金額の3つの基準により区分します。直前期末以前1年間の従業員が70人以上いる場合は大会社となります。従業員が70人未満の会社は、「総資産価額及び従業員数基準」と、「取引金額基準」により区分されます。「総資産価額及び従業員数基準」と「取引金額基準」は業種によって、さらに区分されます。

株主の 態様	会 社 区 分		評 価 方 式		
支配 株 主 (同族株主等)	一般の 評価会社	大会社		類似業種比準方式	純資産価額との いずれか低い金額
		中会社	大	$\text{類似業種価額} \times 0.90 + \text{純資産価額}^{(注1)} \times 0.10$	
			中	$\text{類似業種比準価額} \times 0.75 + \text{純資産価額}^{(注1)} \times 0.25$	
			小	$\text{類似業種比準価額} \times 0.60 + \text{純資産価額}^{(注1)} \times 0.40$	
小会社		$\text{類似業種比準価額} \times 0.50 + \text{純資産価額}^{(注1)} \times 0.50$			

(注1) 議決権割合が50%以下の同族株主グループに属する株主については、その80%で評価する。



ご質問の法人は、従業員数が70人以上いますので、大会社に該当します。贈与税の申告書を作成する場合は、原則として類似業種比準方式で株価を計算することとなります。ただし、純資産価額方式で計算した金額のほうが低い場合は、純資産価額方式で計算した金額で申告することもできます。

例えば、ご質問の法人の従業員が40人の場合はどうなるでしょうか。直前期末以前1年間の従業員が40人、直前期末以前1年間の取引金額は10億円、総資産価額(帳簿価額)は4億円、製造業に該当する法人の場合、評価明細書は以下となります。

従業員数が70人未満となりますので、「総資産価額及び従業員数基準」(評価明細書の㊸)と、

「取引金額基準」(評価明細書の㊹)により区分します。

まず、評価明細書の㊸総資産価額と従業員数の該当箇所を比較し低いほうを選択します。今回は総資産価額が中会社の中、従業員数が中会社の大きに該当するので、中会社の中を選択します。次に評価明細書の㊹直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分内の該当箇所を選択します。今回は卸売業、小売・サービス業以外の4億円以上15億円未満となりますので、中会社の大きを選択します。最後に㊸と㊹を比較し高いほうが該当する会社規模となります。今回の場合は㊸が中会社の中、㊹が中会社の大きなので、中会社の大きに該当することとなります。

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続) 会社名

3. 会社の規模（Lの割合）の判定											
判 定 要 素	項 目			金 額			項 目			人 数	
				千円							
要 素	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)			400,000			直前期末以前 1年間におけ る従業員数			40 人	
	直前期末以前 1年間の取引金額			1,000,000						[従業員数の内訳] [継続勤務 従業員数] [継続勤務従業員以外の従業 員の労働時間の合計時間数] (40人) + (1,800時間)	
判 定 基 準	① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分						70人以上の会社は、大会社(⑥及び⑦は不要)				
							70人未満の会社は、⑥及び⑦により判定				
	② 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分						⑧ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分				会社規模と Lの割合 (中会社の区分)
	総資産価額(帳簿価額)			従業員数			取 引 金 額				
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・ サービス業以外	従業員数			卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・ サービス業以外		
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超			30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
	4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超			7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90	
	2億円以上 4億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	20人超 35人以下			3億5,000万円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75	
	7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	5人超 20人以下			2億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60	
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下			2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	
・「会社規模とLの割合(中会社の区分)」欄は、⑧欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と⑨欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。											
判 定	中 会 社			小 会 社							
大 会 社	L の 割 合										
	0.90			0.75			0.60				
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項											

(平成三十年一月一日以降用)

【まとめ】

今回見てきたように、取引相場のない株式の評価は非常に複雑です。「出資した金額が贈与税の暦年課税の非課税110万円の範囲内だから、子どもに贈与しても贈与税の申告・納税は不要だろう。」と考えて、安易に贈与すると、後に申告漏れ・納税漏れが発覚するケースがあります。業績が好調な法人の株価は出資した金額の数倍、中には数十倍になるケースもあります。まずは贈与税

の申告をする可能性がある方が、支配株主に該当するの否かを判断し、自社が大会社、中会社、小会社のいずれに該当するのを見てください。これから株を贈与したいと考えている方は慎重に、計画的に行い、納税義務がある場合には、忘れずに申告・納税を行うようにしましょう。

今回は、今回紹介した、類似業種比準方式と純資産価額について、詳細をご説明します。